

高梁市告示第309号

高梁市パブリックコメント実施要綱をここに公布する。

平成19年12月18日

高梁市長 秋 岡 毅

高梁市告示第309号

高梁市パブリックコメント実施要綱

高梁市パブリックコメント実施要綱を次のように制定する。

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、市民等の多様な意見を反映させた市の政策等の決定を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、市民等の意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる計画等の策定等とする。ただし、その計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なものについては除く。

- (1) 市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定

- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)及び制度の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 大規模施設の建設に係る事業計画の策定及び改定
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要

ウ その他必要な資料

- (4) 当該計画等の案を附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。)又はこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)における審議又は検討に付した場合にあつては、当該審議又は検討の概要がわかる書類

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を、本庁及び地域局に備え付け、かつ、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(意見及び情報の提出)

第6条 実施機関は、意見及び情報の提出期間、提出方法等を定め、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

2 前項に規定する提出期間を定めるに当たっては、市民等が計画等の案及び資料についての意見並びに情報を提出するために必要な時間を勘案し、1月程度とするものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法のうち

から実施機関が選択して定めるものとする。

- 4 実施機関は、当該計画等の案及び資料についての意見並びに情報を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

(意見及び情報の考慮並びに公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等の策定について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定について意思決定を行ったときは、提出された意見及び情報、これらに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見及び情報のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

- 3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(他の制度との調整)

第8条 実施機関は、計画等を立案する際、当該立案に関し公聴会付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合、及び附属機関等において、この告示に類する手続を経て策定した報告、答申等を行う場合は、この告示の規定は適用しないこととするが、当該手続に当たっては可能な限りこの告示に沿ったものとなるよう努めるものとする。

(一覧の作成)

第9条 市長は、この告示による手続を行っている計画等の一覧を作成するとともに、これを秘書政策課に備え付け、かつ、市のホームページに掲載して公表するものとする。

- 2 前項の計画等の一覧は、第3条各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画等の名称
- (2) 計画等の案及び資料の公表日
- (3) 意見及び情報の提出期間
- (4) 計画等の案及び資料の閲覧等の方法並びに問い合わせ先

- 3 市長は、第3条ただし書の規定により、その計画等の策定が迅速性又は緊急性を要するものとしてこの告示に定める手続によらないこととしたものについては、第1項の規

定に準じて計画等の一覧を作成し、これを公表するものとする。この場合においては、計画等の名称、問い合わせ先及びこの告示に定める手続によらないこととした理由を記載するものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月11日告示第220号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(逐条解説)

高梁市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、市民等の多様な意見を反映させた市の政策等の決定を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を目的とする。

《考え方》 次の3つの目的を盛り込む。

- 1) 市政運営における公正の確保、透明性の向上
- 2) 市民の市政への積極的な参画
- 3) 市民の多様な意見を反映させた市の政策等の決定

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、市民等の意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいう。

《考え方》

「市民等」の「等」は、利害関係人をいう。

- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる計画等の策定等とする。

ただし、その計画等の策定等が迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なものについては除く。

- (1) 市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)及び制度の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 大規模施設の建設に係る事業計画の策定及び改定
- (5) その他市長が必要と認めるもの

《考え方》

- 1) 具体的な案件が、本手続きの対象であるか否かは、実施機関(担当課・室(所)の長が、本手続の趣旨に基づいて判断し、その説明責任を負うこととする。
- 2) 「市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、「総合計画」、「過疎計画」など将来の市の施策の基本方針等を定める計画のことをいう。ただし、次に掲げるものは、本制度の対象としない。
 - ① 特定地域を対象とした計画で、広く市民の意見を求める必要性の乏しいもの(具体例「高梁公共下水道全体計画」など)
 - ② 1ヵ年度を超えない期間を対象とするもの
 - ③ 個別の事業実施のためのもの
- 3) 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、「高梁市安心・安全で快適なまちづくり条例」、「高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例」のように市政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいう。

- 4) 「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」「及び制度」については、市民に義務を課したり、権利を制限する場合は、地方自治法第14条第2項の規定により、条例によることとされているが、条例の委任を受けた規則等によりなされる、広く一般に適用される「規制の制定又は改廃」について対象とするため、「制度」と表現している。
- ① 行政内部にのみ適用されるもの
 - ② 補助金交付要綱のような行政サービスに係るものは、本制度の対象としない
- 5) 「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び徴収に関するもの」については、地方自治法第74条においても、直接請求の対象とされていないことから、同規定の趣旨に準じて、本制度の対象としない。
- 6) 「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る暇がない場合をいい、「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等にその内容が詳細に規定されていて、行政機関の裁量の余地がないものなど、その内容面において最低限の例外規定を設ける。
- 7) 大規模施設の建設に係る事業は、市が事業主体となる施設建設事業で、一般会計からの市負担額が、概ね5億円以上のものとする。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表するものとする。

《考え方》 公表される「計画等の案」は、案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えない。また、事案に応じ、幾つかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でも差し支えない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関連する次の資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要
 - ウ その他必要な資料
- (4) 当該計画等の案を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議又は検討に付した場合にあつては、当該審議又は検討の概要がわかる書類

《考え方》 「その他必要な資料」は、当該計画等の案の実現によって生じることが予測される影響の程度及び範囲、当該計画等の案を立案するに際して整理した論点等が考えられる。

（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を、本庁及び地域局に備え付け、かつ、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

《考え方》 公表資料については、関心を持つ市民等が入手できるようにする必要がある。公表資料自体が様々な方法によって広く周知されることが望ましい。公表資料の備え付けについては、市役所、教育委員会の本庁及び地域局の窓口とする。

（意見及び情報の提出）

第6条 実施機関は、意見及び情報の提出期間、提出方法等を定め、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

- 2 前項に規定する提出期間を定めるに当たっては、市民等が計画等の案及び資料についての意見並びに情報を提出するために必要な時間を勘案し、1月程度とするものとする。

《考え方》

- 1) 「1月程度」という期間は、県や他団体の実績をもとにした目安であって案件に応じて、提出方法・言語を含め、適宜、定めるべきである。
- 2) 使用する言語は、日本語を前提とする。

- 3 第1項に規定する提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

《考え方》 意見の提出方法としては、意見等の正確な把握のためにも記録を残すことができる方法によることとし、口頭、電話によるものは除くこととする。

- 4 実施機関は、当該計画等の案及び資料についての意見並びに情報を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案及び資料を公表するときに明示するものとする。

(意見及び情報の考慮並びに公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等の策定について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定について意思決定を行ったときは、提出された意見及び情報、これらに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見及び情報のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

《考え方》

- 1) 「考慮」については、提出いただいた意見等について十分検討し、計画等に盛り込めるものは、可能な限り盛り込むように努め、また、盛り込めない意見等についても、それに対する市の考え方を公表する。
- 2) 本手続は、いわゆる住民投票のような案の賛否を問うものではないため、賛否の結論だけを示した意見などには、市の考え方を示さない場合がある。
- 3) 「提出された意見及び情報」の数が多い場合などは、類似の意見を及び情報をまとめて公表することがある。
- 4) 意見等の数についても、公表する。
- 5) 市の考え方等は、適宜、整理して公表することがある。

(他の制度との調整)

第8条 実施機関は、計画等を立案する際、当該立案に関し公聴会付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合、及び附属機関等において、この告示に類する手続を経て策定した報告、答申等を行う場合は、この告示の規定は適用しないこととするが、当該手続に当たっては可能な限りこの告示に沿ったものとなるよう努めるものとする。

《考え方》 本手続は、実施機関において実施することとするが、附属機関等において、類似の手続を行う場合、手続が重複することを避けるため例外としたものである。

なお、その場合にも手続に準じた手続とするよう努めることとする。

(一覧の作成)

第9条 市長は、この告示による手続を行っている計画等の一覧を作成するとともに、これを総務部企画課に備え付け、かつ、市のホームページに掲載して公表するものとする。

《考え方》

- 1) ホームページのあり方については、市のホームページから一覧表へ入ると、それぞれの計画等にリンクすることとする。
- 2) 意見等の募集の結果についても、意見等の数等を一覧表で公表する。

2 前項の計画等の一覧は、第3条各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 計画等の名称
- (2) 計画等の案及び資料の公表日
- (3) 意見及び情報の提出期間
- (4) 計画等の案及び資料の閲覧等の方法並びに問い合わせ先

3 市長は、第3条ただし書の規定により、その計画等の策定が迅速性又は緊急性を要するものとしてこの告示に定める手続によらないこととしたものについては、第1項の規定に準じて計画等の一覧を作成し、これを公表するものとする。この場合においては、計画等の名称、問い合わせ先及びこの告示に定める手続によらないこととした理由を記載するものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

《考え方》

本規定の制定にあたっては、本手続きが平成20年度からの実施に向けた準備期間として、施行日3ヵ月前までに、内部の制定手続きを踏み、要綱の告示後、住民及び職員への事前周知を行うこととする。